

収 入
印 紙

請 書(案)

令和 7 年 月 日

支出負担行為担当官
香川労働局総務部長 澤出 智信 殿

(住 所)
(社名 代表者名など)

印

品名	メーカー、型番・仕様等	数量	単価	金額
モニター① 〇〇〇〇	〇〇〇〇	45	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
モニター② 〇〇〇〇	〇〇〇〇	12	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
			消費税	〇〇〇〇円
			合計	〇〇〇〇円

上記の物品等の納入方については、下記の各条件を承認し、かつ、遵守することを約してこの請書を差し出します。

記

- 1 物品の納入場所 香川労働局職業安定部(高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館3階)
香川労働局助成金センター(高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階)
- 2 物品の納入期限 令和8年3月31日
- 3 物品等の品質、構造、形式、寸法等は、全て指定のとおりであって、検査担当官の検査に合格したものでなければならない。
なお、物品等の納入に際しては、納品書を添えて支出負担行為担当官に届け出るものとする。
- 4 下記各号の1に該当するときは、支出負担行為担当官において、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においては違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。ただし、天災地変その他正当な理由に基づくと認められる場合においては、この限りでない。
(1) 期限内に合格品の納入が完了しないとき。
(2) 検査の際に検査担当官の職務執行を妨げ、又は不正の行為があったとき。
(3) 請負人から解約を申し出たとき。
- 5 物品等の所有権移転後一年以内に、その物品等にかくれたかし又は指定に適合しないものを発見したときは、支出負担行為担当官の指示に従って他の指定した品質等に適合する物品等と引き換え、又は修理し、若しくは支出負担行為担当官において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 6 納入物品等の検査は、納入届出後10日以内にするものとする。
- 7 期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に納入延期の申し出をすることができる。この場合において、特に遅滞料を徴することとして延期を許可することができる。ただし、支出負担行為担当官が納入遅滞について正当な事由があると認めたときは、遅滞料を免除することができる。
遅滞料は、その納期の翌日より起算し遅滞1日ごとにその代金の1000分の1に相当する金額とする。
- 8 代金の支払時期は、給付の完了の確認を行った後適法な支払請求書を受理した日から30日以内とする。
- 9 この契約は、支出負担行為担当官の都合により解除することができる。この場合における損害額については、協議してこれを定める。